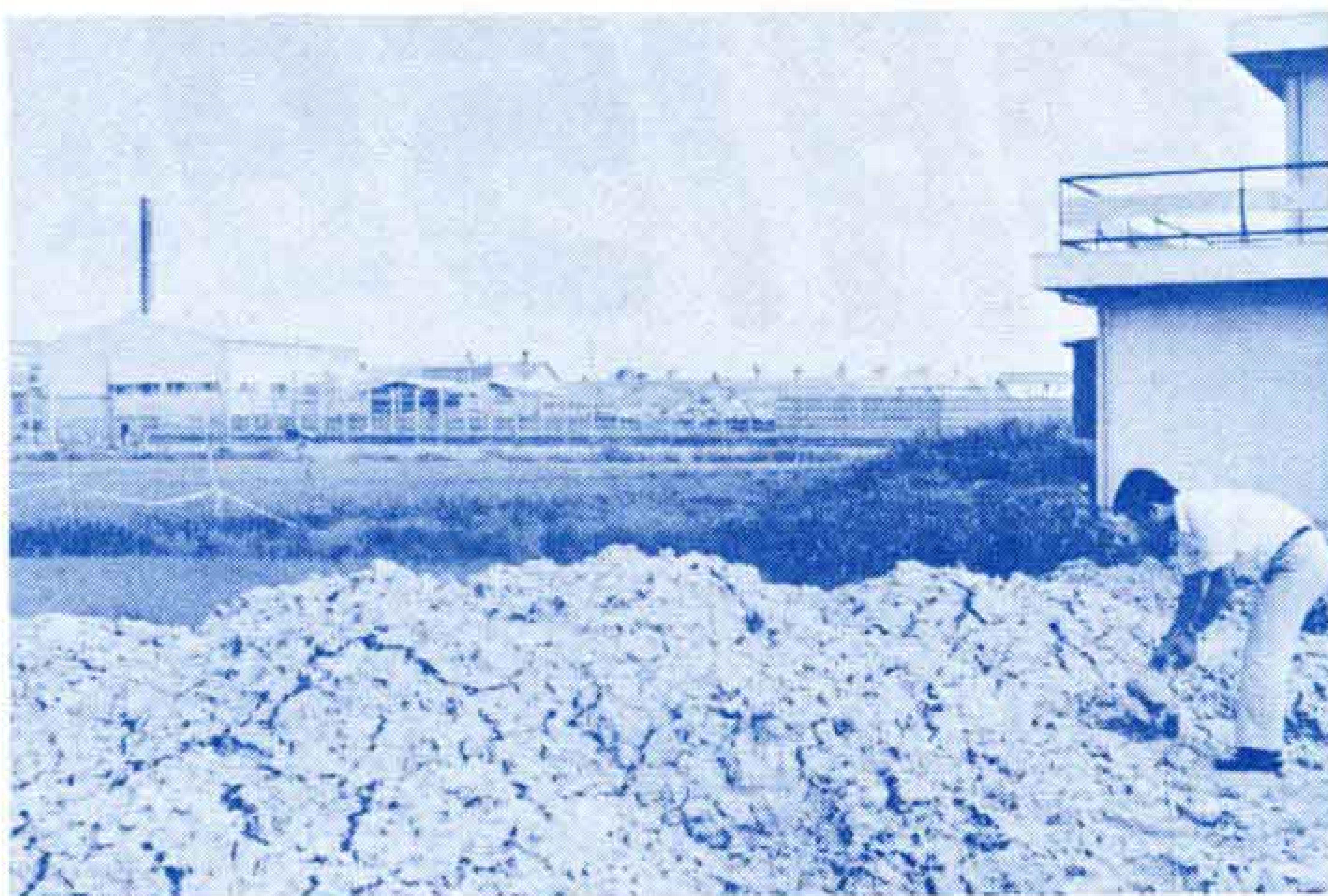


市内の製紙工場から出る製紙スラッジは、1日3,500トン（水分80～85%）、企業自らの責任で処理しなければなりません。処理は焼却炉の設置による恒久的処理方法が確立するまでの2年間暫定的にスラッジの土壤還元方法による埋立処理を認めていくことになり、ミスラッジの埋立処分に関する指導要領、を決め9月から実施することになりました。



製紙スラッジの埋立処分を規制

土壤還元方法による 埋立処分

国の水質汚濁防止法や県条例による上乗せ排水規準が施行されてからは、市内の製紙工場から1日に約3500トンの製紙スラッジが排出されるようになりました。事業活動によつて出た廃棄物は、企業自らの責任で処理しなければなりません。大企業においては、自らの責任で処理することを基本に対策が行なわれていますしかし、十分な処理対策が確立されていない現在、中小企業の中には、スラッジを工場内に野積したり、ひそかに山の中へ投棄しているのが実態です。スラッジの処理対策は、富士地域の企業に大きな影響を与え、環境問題にも重大なかかわりがあります。

しかし、共同焼却方式による処理体制が確立するまでには、なお相当の期間が必要です。その間、スラッジの処理が無秩序、無計画に行なわれることのないよう規制し、市民の健康を守り、環境の保全をはからなければなりません。そこで一時的な処理手段として、当面スラッジの土壤還元による埋立処分を行なうことになりました。

このミスラッジの埋立処分に関する指導要領、がさきごろまとまり、8月11日開催した市議会全員協議会で審議され、了承されました。そこで、各企業には、近く指導要領の徹底をはかり実施する予定です。なお、指導要領では次のように必要事項を定めています。

まずははじめに、基本的なこととしては

処分地が道路、水路または上水道、簡易水道、その他水源や出水災害などに関係して人畜に危害をおよぼす恐れのあるときは、埋立処分を停止したり、禁止します。

スラッジの埋立処分 は市長の承認が

つぎに事前協議として、企業は埋立処分する場合、あらかじめ市長に処理計画の内容や工事方法などを提出して、前もつて承認を得なければなりません。埋立処分面積が1000平方㍍をこえるときは、富士市土地利用対策委員会の審議を受けなければなりません。

なお、処分にあたつては処分地に隣接する土地所有者の承諾を受け、処分によつて出た被害は、事業者が補償しなければなりません。また処分地には、市長が承認した標示板を必ず立てなければなりません。

処分に当り具体的な事項として、事故の未然防止をはかるため、スラッジが流れ出たり、風で飛んだりしないように周囲にかこいを設ける。埋立後のろ過水調査も必要に応じて採水できる装置を設置し地下水の汚染を未然に防止する。埋立処分を行なうときは、スラッジの含水率を75%以下にする。スラッジやろ過水の成分分析は、地下水汚染などの影響を考え工場ごとに分析し、分析結果表を市長に提出する。掘る土の量はなるべく少くし処分後地表面の覆土は、1㍍以上とする。処分後の土地利用については、なるべく緑地帯の造成をはかる。

このほか、埋立処分が終つてから7日以内に報告書を提出。1カ月以上続けて処分作業を行なうときは、1カ月ごとにミスラッジの埋立処分に関する報告書を提出しなければなりません。

この指導要領に関する事務は、企画調整部企画課が窓口となつて取り扱いを行なっています。

